

品目別経営安定対策に係る交付対象者要件の見直しに関するQ & A
【厳選11問（でん粉原料用かんしょ）】

- Q 1 今回、交付金の交付対象者の要件は、どのように見直されたのですか？
- Q 2 交付対象者要件の特例措置（B－5）はなくなるのですか？
- Q 3 共同利用組織及び作業受託組織（サービス事業体）の基幹作業に係る作付面積については、どのようにカウントするのですか（各基幹作業を行った面積の延べ面積となるのですか。それとも実面積となるのですか。）？
- Q 4 平成21年産までとされている共同作業に供するほ場面積及び委託しているほ場面積の要件（1/3以上）は、どのようになるのですか？
- Q 5 平成21年産までとされている複数のほ場で基幹作業を共同作業に供した又は委託した場合のカウント方法（ほ場ごとの最も大きい基幹作業の面積の合計）は、どのようになるのですか？
- Q 6 共同利用組織の構成員の特例とは、どのようなものですか？
- Q 7 共同利用組織の「共同利用等を開始するための推進計画」は、どのような内容のものですか？
- Q 8 防除を行う共同利用組織の要件は、どのようなものですか？
- Q 9 防除を行う共同利用組織の「防除計画」は、どのような内容のものですか？
- Q 10 防除とは、具体的にどのような作業を指しますか？
- Q 11 かんしょ栽培におけるつるきり作業を委託した場合には、基幹作業である収穫作業を委託したこととなりますか？

Q 1 今回、交付金の交付対象者の要件は、どのように見直されたのですか？

平成22年産以降の交付金の交付対象者の要件は、作業受委託や共同利用組織の活用を促進する観点から、以下のとおり見直しを行いました。

① 基幹作業に「防除」を追加

現在、「育苗」、「耕起及び整地」、「畝立て・マルチ」、「植付け」、「収穫」の5作業となっていますが、これに「防除」が追加され、6作業となります。

② 共同利用組織と作業受託組織の範囲の拡大

ア 共同利用組織の範囲は「収穫作業を共同して行う団体」から「基幹作業を共同して行う団体」に拡大されるとともに、その面積要件についても、「収穫作業に係る作付面積の合計が3.5ha」から「基幹作業に係る作付面積の合計が3.5ha」となります。

イ 作業受託組織（サービス事業体）が満たすべき面積要件についても、②のアと同様に、「収穫作業に係る作付面積の合計が3.5ha」から「基幹作業に係る作付面積の合計が3.5ha」となります。

なお、平成19年産から平成21年産まで実施されていた交付対象者要件の特例措置（B-5）は、平成21年産で終了します。

このため、平成21年産まで特例措置に基づき申請を受けていた生産者におかれては、平成22年産以降は見直し後の交付対象者の要件を満たす必要があります。

Q 2 交付対象者要件の特例措置（B-5）はなくなるのですか？

交付対象者要件の特例措置（B-5）については、受託組織等が存在しない地域において、担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を交付金の交付対象者とするため、平成19年産から21年産までの3年間に限り、実施されていたもので、今般、3年間が経過したことから終了することとしています。

ただし、生産者が作業を委託しやすくするため、基幹作業として「防除」を追加しました。また、基幹作業の受け手（受託者）であるサービス事業体や共同利用組織の要件についても見直しを行い、これらの立ち上げが現在と比べ容易になりましたので、現在特例に基づいて申請されている生産者の皆様におかれては、本則要件への移行を進めて下さい。

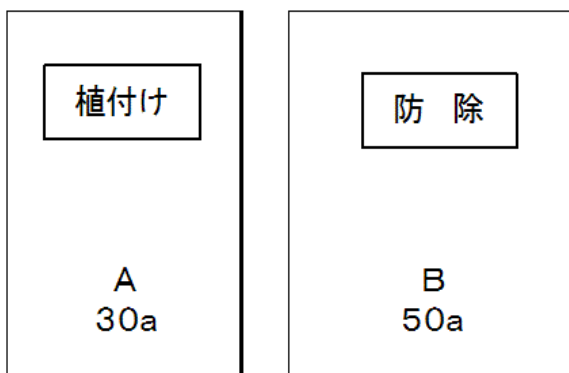
Q 3 共同利用組織及び作業受託組織（サービス事業者）の基幹作業に係る作付面積については、どのようにカウントするのですか（各基幹作業を行った面積の延べ面積となるのですか。それとも実面積となるのですか。）？

各基幹作業の面積の実面積の合計です。

ただし、同じほ場において複数の基幹作業を実施した場合には、当該ほ場において実施した基幹作業のうち実施した面積が最大となるものの面積とします。このようにカウントした基幹作業面積が3.5ha以上必要となります。

○ 面積の計算方法の考え方

（例 1）



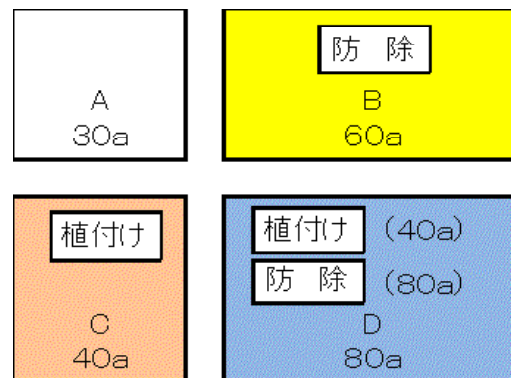
Aほ場では植付け、Bほ場は防除を実施

基幹作業面積

$$=30a(\text{Aほ場：植付け})+50a(\text{Bほ場：防除})$$

$$=80a$$

（例 2）



・ Bほ場で防除、Cほ場で植付け、Dほ場で植付けと防除を実施

基幹作業面積

$$=60a(\text{Bほ場：防除})+40a(\text{Cほ場：植付け})+80a(\text{Dほ場：防除})$$

$$=180a$$

Q 4 平成21年産までとされている共同作業に供するほ場面積及び委託しているほ場面積の要件（1/3以上）は、どのようになるのですか？

現在、共同利用組織の構成員（B-3）及び基幹作業委託者（B-4）については、平成21年産までの特例として、当該生産者のほ場の1/3以上（原則は1/2以上）を共同利用組織による共同作業に供するか、作業受託組織（サービス事業者）等に委託すれば交付金の対象者としています

平成22年産以降についても、共同利用組織の活用や作業受委託を促進する観点から、平成22年産から平成24年産の3年間に限り、この要件（1/3以上）を継続します。

Q5 平成21年産までとされている複数のほ場で基幹作業を共同作業に供した又は委託した場合のカウント方法（ほ場ごとの最も大きい基幹作業の面積の合計）は、どのようになるのですか？

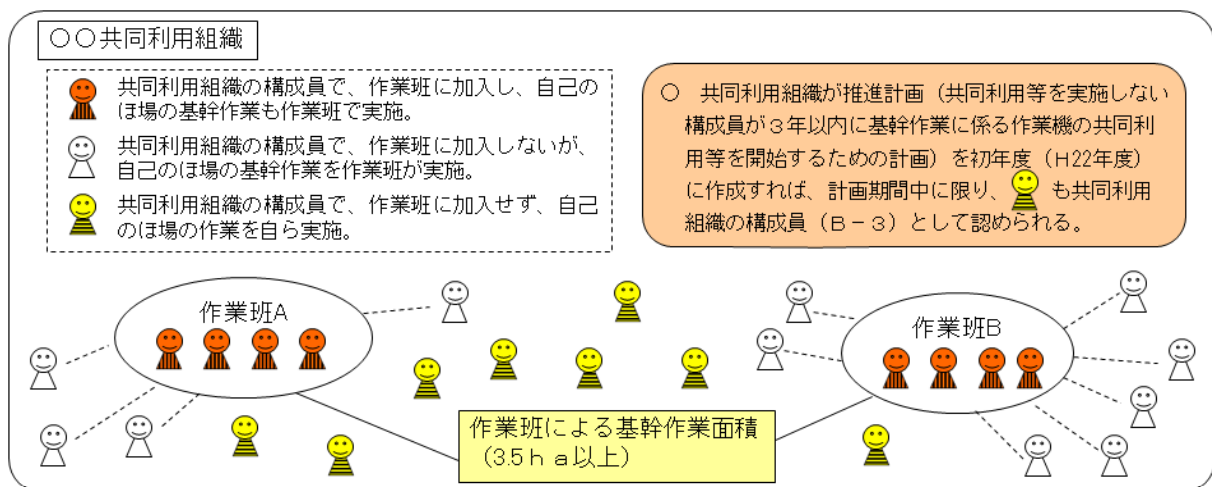
現在、複数のほ場を共同作業に供した又は委託した生産者については、平成21年産までの特例として、ほ場ごとに共同作業に供した又は委託した面積が最も大きい基幹作業の面積の合計（原則は基幹作業のうち共同作業に供した又は委託した面積が最大となる基幹作業の面積）の割合が1/3以上を交付金の対象者としています。

平成22年産以降についても、共同利用組織の活用や作業受委託を促進する観点から、平成22年産から平成24年産の3年間に限り、この要件（ほ場ごとに共同作業に供した又は委託した面積が最も大きい基幹作業の面積の合計）を継続します。

Q6 共同利用組織の構成員の特例とは、どのようなものですか？

共同利用組織の構成員の特例とは、共同利用組織や作業受託組織の育成が十分でない地域の生産者が、基幹作業に係る機械の共同利用や作業の委託ができず、生産者交付金の対象者要件から除外されてしまうことを防ぐために新たに設けるものです。

具体的には、共同利用組織に所属してはいるものの、共同利用等を行っていない者は、交付金交付対象者としての共同利用組織の構成員とは認められませんが、共同利用組織が3年以内（平成22年産から平成24年産）に基幹作業に係る作業機の共同利用等を開始するための推進計画を初年度に作成していれば、共同利用等を行っていない構成員についても、計画期間中に限り、共同利用組織の構成員とみなして交付金の対象者とするというものです。



Q7 共同利用組織の「共同利用等を開始するための推進計画」は、どのような内容のものですか？

共同利用等を開始するための推進計画は、共同利用等を行っていない構成員について3年以内（平成22～24年産）に基幹作業に係る作業機の共同利用等を開始することを目標として、共同利用組織が初年度に作成するものです。

なお、具体的な内容は以下のとおりです。

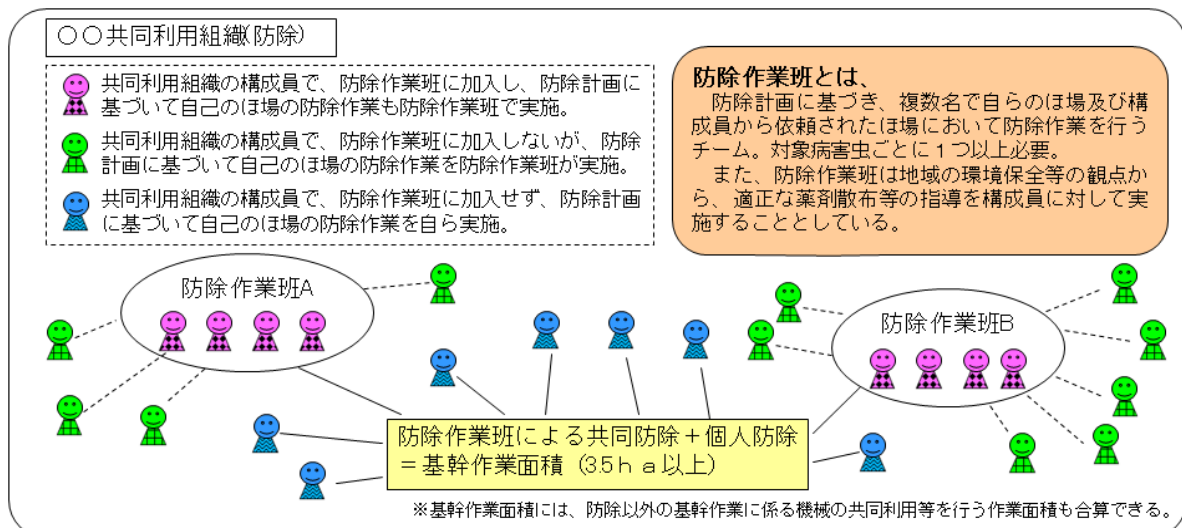
- ① 共同利用組織の構成員における特例対象者数の見込み（共同利用組織構成員数、特例対象者数等）
 - ② 基幹作業の実施年等（作業機、共同利用実施者数等）
- 等を推進計画に記載することとなります。

Q8 防除を行う共同利用組織の要件は、どのようなものですか？

防除を行う共同利用組織の要件は、効果的な防除を実施するとの観点から、

- ① 対象とする病害虫の防除に有効な防除作業期間、防除方法等を定めた防除計画を作成していること
- ② 防除計画に基づき、共同作業や個人防除により3.5ha以上の防除を行うこと（防除以外の基幹作業に係る機械の共同利用等を行う作業面積も合算して3.5ha以上でも可。）
- ③ 組織の規約（代表者、構成員、総会、防除機械の利用・管理に関する事項等を規定）を作成していること
- ④ 防除に関する防除作業班が対象病害虫ごとに少なくとも1つ以上組織されていること（1つの防除作業班が複数の病害虫の防除を行うことも可。組織の規約や防除計画において定められていてもよい。）

としております。



Q9 防除を行う共同利用組織の「防除計画」は、どのような内容のものですか？

「防除計画」とは、地域における病害虫の予防及び駆除を効率的かつ効果的に実施するため、共同利用組織が行う防除の内容について、共同利用組織ごとに作成する計画です。

具体的には、

- ① 防除の目的
 - ② 防除実施計画（対象病害虫名、防除を実施する期間、防除を行う地区（区域）、使用農薬名、防除方法等）
 - ③ 防除実施体制（当該防除計画への参加者、参加方法（共同、個人防除等））
 - ④ その他共同利用組織が防除を行う上で必要と思われる事項等
- 等を防除計画書中に記載することとなります。

なお、防除計画は毎年度作成することとなっています。

Q10 防除とは、具体的にどのような作業を指しますか？

基幹作業の「防除」とは、ほ場において効果が発現するために一定の期間に計画的に実施するものであって、かんしょの病害虫の予防及び駆除をする目的で、農薬を利用するものを指します。

なお、雑草の除草については、病害虫の発生を抑制する目的で行うものに限って防除に含まれます。

Q11 かんしょ栽培におけるつるきり作業を委託した場合には、基幹作業である収穫作業を委託したこととなりますか？

なります。

かんしょの「収穫作業」は、かんしょを掘り起こしてほ場から搬出するまでの一連の作業をいいますが、現行では、掘り起こしのみも収穫作業に含まれています。一方、つるきりについては、収穫作業の前作業として必ず行わなければならない作業ではありましたが、収穫作業としては認められていませんでした。

しかしながら、近年、高性能なつるきり機が開発され、収穫作業の大幅な省力化が図られることとなったことを踏まえ、当面、つるきり作業を収穫作業体系の一つとし、つるきり作業のみを委託した場合でも収穫作業を委託したこととします。